

○川口市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市自治基本条例（平成21年3月26日 条例第6号）第26条に基づき、行政評価の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 行政評価は、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

- (1) 効率的で質の高い行政の実現
- (2) 成果重視の行政の推進
- (3) 市民に対する説明責任の履行

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 川口市総合計画基本計画で定める市政の各分野における基本的な方針をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための個々の具体的な方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業をいう。
- (4) 行政評価 市が実施している政策、施策及び事務事業の有効性や効率性、達成度などを、一定の基準や指標を用いて客観的に評価することをいう。

(基本方針)

第4条 行政評価は、本市で取り組んでいる様々な改革手法と連携を図りながら、常に行政活動の改善に努めるための仕組みの一つとして位置付ける。

- 2 総合計画に基づく様々な行政活動の過程や、事業の効率性及び効果に関する評価結果を市民に対して公表し、情報の共有化を図る仕組みとして活用する。
- 3 計画、予算及び評価が相互に連動したシステムの構築を目指す。

(評価の実施)

第5条 政策及び施策は、目標達成度について評価を実施するものとする。

2 事務事業は、必要性、有効性、効率性その他必要な観点から、評価を実施するものとする。

(外部評価)

第6条 市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価するため、川口市行政評価外部評価委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の公表)

第7条 行政評価の結果については、市民にわかりやすい方法により公表するものとする。

(市民意見の反映)

第8条 行政評価の方法、結果その他の事項について、市民から意見があったときは、その意見を行政評価へ反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 行政評価に関する庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。